# プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (7)

# 岸 悦 三

# 訳者まえがき

フランス会計にあっては、1999年、新プラン コンタブル ジェネラルが制 定をみ、従前のもの(1982年 [1986年改正を含む])にとって代った。 新プランの全容は次のとおりである。

#### 前書

第1編 会計の目的と原則

第2編 資産、負債、収益、費用の意義

第3編 会計処理と評価の原則

第4編 勘定の記入、構造、機能

第5編 財務諸表

なお、第5編の構成は次のとおりである。

第1章 年次計算書類

第2章 年次計算書類の雛型、貸借対照表、成果計算書

第3章 年次計算書の雛型、附属明細書

また第2章は第1節 基本システム 第2節 略式システム 第3節 発展 システムから成っている。

冒頭から第3編までは、「東亜大学経営学部紀要」「第13号、2000年3月」で、第4編第3章第2節までは「同第14号、2001年3月」、第4章第2節までは、「同第15号、2001年10月」、第4章第3節から同章第4節までは「同第16号、2002年2月」、第4編第4章第8節までは「同第17号2002年10月」、第5編第1章、第2章第1節までは「同第18号、2003年3月」で訳出した。

以下は、続く、第2節、第3節、第3章末尾までを訳出したものである。 ここに本プラン コンタブル ジェネラルの訳出は完了した。

# プラン コンタブル ジェネラル

#### 第2節 略式システム

# 522-1 貸借対照表雛型(利益処分前)

		第N期		第N-1期			
借方	総額	賃 却額 が引き が引き が引き が発験)	純額	純額	貸方	第N期	第N-1期
固定資産(a)					自己資本(c)		
無形固定資産					資本金		
営業権					再評価差額(c)		
その他の無形固定資産					積立金		
有形固定資産					法定積立金		
金融固定資産					規則による積立金		
合 計 I	X	Х	X	Χ	その他の積立金(4)		
流動資産					繰越損益(d)		
棚卸資産 商品以外)(a)					年度成果(利益または損失) d		
商品					法定引当金		
前渡金・内金					合計I	×	X
債権					危険・費用引当金	X	X
得意先等(a)					負債(5)		
その他の債権					借入金等		
一時所有有価証券					得意先前受金・内金		
当座資産(現金以外)					仕入先等		
現金					その他の負債(3)		
合計Ⅱ	X	Χ	X	X	合計□	X	X
前払費用(2)(*)(Ⅲ)	X	X	X	X	前受収益(2) (IV)	X	X
総計 (I+Ⅱ+Ⅲ)	X	X	X	X	総計(I+II+II+IV)	×	×
(1)そのうち1年未満のもの					(4)そのうち定款による積立金		
(2)そのうち1年以上のもの					(5)そのうち5年以上のもの		
(3)そのうち社員交互計算勘定					そのうち1年以上5年未満のもの		
					そのうち!年未満のもの		

- (a) 所有権留保条項のある資産は「所有権留保条項を有するもの…」として、独立項目 で掲記される。当該財貨を識別できない場合、当該財貨にかかる未払額は貸借対照表 の脚注に示される。期限未到来の手形の額は要支払額に含められる。
- (b) 賃借権を含む。
- (c) 現行法に従って細分される。
- (d) 損失の場合は、金額を括弧でかこむか、マイナスの符号を付す。
- (\*) 適宜、実体は「期間配分費用」なる項目を設ける。これは合計皿に含まれる。従っ て総計は修正される。

## 貸借対照表雛型(利益処分後)

		第N期		第N-l期			
借 方	総額	慣累およ引 計は 引 い 性 に と 当 に と 当 に と き に り に り に り に り に り り り り り り り り り り	純額	純額	貸方	第N期	第N-1期
固定資産(a)					自己資本(c)		
無形固定資産					資本金		
営業権					再評価差額(c)		
その他の無形固定資産					積立金		
有形固定資産					法定積立金		
金融固定資産					規則による積立金		
合計I	X	×	Х	X	その他の積立金(4)		
流動資産					繰越損益(d)		
棚卸資産 (商品以外) (a)					小計:純資産		
商品					法定引当金		
前渡金·内金					合 計 I	Х	Х
債権					危険費用引当金(Ⅱ)	X	X
得意先等(a)					負債(5)		
その他の債権					借入金等		

一時所有有価証券 当座資産 (現金以外) 現金					得意先前受金・内金 仕入先等 その他の負債(3)		
合計 🛘	X	X	X	X	合計Ⅲ	X	Х
前払費用(2)(*)(Ⅱ)	X	X	×	X	前受収益(2) (IV)	X	X
総計 (I+Ⅱ+Ⅲ)	X	X	X	Χ	総計(I+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	Х	X
(1)そのうち 1 年未満のもの					(4)そのうち定款による積立金		
(2)そのうち 1 年以上のもの					はそのうち5年以上のもの		
(3)そのうち社員交互計算勘定					そのうち1年以上5年未満のもの		
					そのうち1年未満のもの		

- (a) 所有権留保条項のある資産は「所有権留保条項を有するもの…」として、独立項目 で掲記される。当該財貨を識別できない場合、当該財貨にかかる未払額は貸借対照表 の脚注に示される。期限未到来の手形の額は要支払額に含められる。
- (b) 賃借権を含む。
- (c) 現行法に従って細分される。
- (d) 損失の場合は、金額を括弧でかこむか、マイナスの符号を付す。
- (\*) 適宜、実体は「期間配分費用」なる項目を設ける。これは合計皿に含まれる。従っ て総計は修正される。

## 522-2 成果計算書雛型(勘定式)

022 2 /00/15	, ,	JP	(B) ALD		
費用(付加価値税等別)	第N期	第N−1期	収益(付加価値税等別)	第N期	第N-1期
営業費用			営業収益		
商品仕入高(a)			商品売上高		
棚卸増減額(商品)(b)			製品売上高(財貨、用役)(c)		
調達品仕入高(a)			製品棚卸高(d)		
棚卸増減額(調達品)(b)			固定資産自家建設高		
その他の外部費用*			営業助成金		
租税公課			その他の営業収益		
人件費					
社会保障費					
償却累計額繰入額					
引当金繰入額					
その他の営業費用					
財務費用			財務収益(2)		
合計 I ·	×	X	合 計 I	X	×
臨時費用(Ⅱ)	X	X	そのうち輸出高		
所得税等(Ⅲ)	X	Χ	臨時収益(2) (Ⅱ)	X	Х
費用合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	X	X	収益合計(Ⅰ+Ⅱ)	×	X
貸方残高:利益(1)	X	X	借方残高:損失(3)	×	X
総 計	X	Х	総 計	X	X
*次のものを含む					
動産リース料					
不動産リース料					
(1)税引前臨時成果を考慮す			(2)そのうち引当金 (および僧	(却累計	額)
ると			戻入高		
			(3)税引前臨時成果を考慮する	ځ.	

- (a) 関税を含む。
  (b) 期首棚卸高差引期末棚卸高:減少額 (d) 期末棚卸高差引期首棚卸高:減少額 は、金額を括弧でかこむか、マイナス の符号を付す。
  (c) 適宜、独立科目として記載 は、金額を括弧でかこむか、マイナス の符号を付す。

# 522-3 成果計算書雛型(報告式)

営業収益(付加価値税等別)	第N期	第N-1期
商品売上高		
製品等売上高〔財貨、用役〕(a)		
製品棚卸高(b)		
固定資産自家建設高		
営業助成金		
その他の営業収益		
合 計 I	×	X

·		
そのうち輸出高		
営業費用(付加価値税等別)		
商品仕入高(c)		
棚卸増減額(商品)(d)		
調達品仕入高(c)		, i
調達品増減額(d)		
その他の外部費用*		
租税公課		
人件費		
社会保障費		
償却累計額繰入額		
引当金繰入額		
その他の営業費用		
合 計 Ⅱ	X	X
営業成果(Ⅰ-Ⅱ)		
財務収益(1) (Ⅲ)		
財務費用(Ⅳ)		
臨時収益(1) (V)		
臨時費用(VI)		
所得税等 (Ⅶ)		
利益または損失 (I-Ⅱ+Ⅲ-Ⅳ+V-Ⅵ-Ⅶ) (2)	. X	×
*次のものを含む		
動産リース料		
不動産リース料		
(1)そのうち引当金(および償却累計額)戻入高		
(2) (V - VI) または (VI - V) の臨時成果を考慮すると		

- (a) 適宜、独立科目として記載 (b) 脚末棚卸高マイナス期首棚卸高 (c) 関税を含む (d) 期首棚卸高マイナス期末棚卸高

# 第3節 発展システム

# 523-1 貸借対照表雛型

		第N期		第N-1期
借方	総額	償 累計 割 割 当 当 は 会 は と は と は と は と と と と と と と と と と と	純額	純額
引受済未請求資本金				
固定資産(c)				
無形固定資産				
設立費				
研究開発費				
認許権、特許権、実施許諾権、商標権、ノーハウ、				
ソフトウエア、これらに準ずる権利・価値				
営業権				
その他の無形固定資産				
建設仮勘定				
前渡金·内金				
有形固定資産				
土地				
建造物				
機械、装置、工具、器具				
その他の有形固定資産				
建設仮勘定				
前渡金・内金				
金融固定資産(2)				
資本参加(b)				
資本参加関連債権				
ボートフォリォ活動としての有価証券				
その他の固定資産としての有価証券				
貸付金				
その他の金融固定資産				
合 計 I	X	Х	X	X
(1)そのうち賃借権				
(2)そのうち1年未満のもの				

- (a) 利益処分後の純資産の提示に当っては、従って、雛型は変更される。
- (b) 所有権留保条項のある資産は、「所有権留保条項を有するもの…」としては、独立 項目で掲記される。当該財貨を識別できない場合、当該財貨にかかる未払額は貸借対 照表の脚注に示される。期限未到来の手形の額は要支払額に含められる。

# 貸借対照表雛型

		第N期		
借方	総額	償 却額 累計 引当金 (控除)	純額	純額
流動資産				
棚卸資産(a)				
材料およびその他の調達品				
仕掛品、仕掛用役(c)				
半製品、製品				
商品				
前渡金、内金				
営業債権(3)				
得意先等(a)(d)				
その他の営業債権				
引受請求済未払込資本金				
一時所有有価証券				
自己株式				
その他の一時所有有価証券				ľ
現金性金融商品				
当座資産				
前払費用(3)				
合 計 Ⅱ	×	X	X	×
期間配分費用(Ⅲ)	X	X	X	Χ
社債償還プレミアム (N)	X		X	X
借方換算差額(V)	X		X	X
総計(I+II+II+IV+V)	X	X	×	×
(3)そのうち1年以上のもの				

- (c) 必要に応じて財貨と用役に区分掲記する。
- (d) 財貨の販売または用役の提供による債権
- (e) 実体が自己株式を消却しない場合、直接用いる項目

# 貸借対照表雛型 (利益処分前)

貸方	第N期	第N-1期
自己資本*		
資本金〔そのうち払込額 〕(a)		
発行・合併・出資差金		
再評価差額(b)		
持分法評価差額(c)		
積立金		
法定積立金		
定款・契約による積立金		
規則による積立金		
その他の積立金		
繰越損益(d)		
年度成果 (利益または損失) (e)		
投資助成金		ľ
法定引当金		
合 計 I		
危険・費用引当金		
危険引当金		
費用引当金		
台計 Ⅱ		
負債(1)(g)		
財務債務		
転換社債		
その他の社債		
金融機関借入金・債務(2)		
その他の借入金・債務(3)		

得意先前受金・内金 営業債務 仕入先等(f) 税金・社会保障債務 その他の債務 その他の負債 固定資産関連債務 税金債務(所得税)		
現金性金融商品 前受収益(1)		·
合 計 🏻	X	Х
貸方換算差額 (IV)	×	. X
総計(I+I+II+IV) .	×	X
(1)そのうち1年以上のもの		
そのうち1年未満のもの		
(2)そのうち短期銀行借入金当座借越		
(3)そのうち資本参加会社からの借入金		

\*必要に応じて「その他の自己基金」なる区分が「自己資本」なる区分と「危険・費用 引当金」なる区分の間に挿入される。その場合、当該区分の構成項目(資本参加証券発 行額、条件付前受金)が独立項目として開設される。その他の自己基金は貸借対照委貸 方において、合計 I と合計 II の間の合計 I - 2 で示されることとなる。かくして総計 が算出される。

- (a) 引受未請求資本金を含む。 (b) 現行法に従って細分される。 (c) 有価証券が持分法によって評価される場合の提示項目
- (d) 繰越損失の場合には金額を括弧でかこむか、マイナスの符号を付す。 (e) 財貨の購入または用役の受入による債務 (f) (1)の適用に当っては、得意先前受金は除かれる。

## 523-2 成果計算書雛型

費用(付加価値税等別)	第1	√期	第N-1期
真用 (1)加咖啡优等剂/		小計	小計
営業費用(1)			
当期商品売上原価		×	X
商品仕入高(a)	×		
棚卸増減額(b)	×		
第三者由来分消費高		×	X
調達品仕入高(a)			
材料	×		
その他の調達品	×		
調達品棚卸増減額	×		
外注加工費	×		
即時使用材料・用品仕入高	×		
外部用役費			
外部人件費	×		
リース料(c)	×		
その他の外部用役費	×		
租税公課		×	×
報酬関係租税公課	×		
その他の租税公課	×		
人件費		×	X
給抖手当	×		
社会保障費	×		
償却累計額・引当金繰入額		×	X
固定資産償却累計額繰入額	×		
固定資産引当金繰入額	×		
流動資産引当金繰入額	×		
危険・費用引当金繰入額	×		
その他の営業費用		X	X
合 計		×	×
1)そのうち過年度に帰属する費用。税額算定後の	)重要な誤謬に		
よる修正は独立項目で提示される。但し、自己資	資本に直接課さ		
れていた記入はこの限りではない。			

- (a) 付随钌用を含む。 (b) 期首忉卸高マイナス期末棚卸高。減少額は抵弧でかこむか、マイナスの符号を付
- す。 (c) 「動産」と「不動産」に細分。 (d) 場合により、期間配分費用償却累計額繰入額を含む。

## 成果計算書雛型

弗田 (4.hn/压压纸管III)	第	N期	第N-1期
費用(付加価値税等別)		小計	小計
繰 越		×	X
共同事業取引成果割当額		×	×
財務費用		×	×
償却累計額・引当金繰入額	×		
支払利息等(2)	×		1
為替差損	X		
一時所有有価証券譲渡損	X		
臨時費用	. (	×	/ ×
経営取引によるもの	X		
資本利得・損失取引によるもの			1
譲渡固定資産・金融資産の簿価(e)	X		
その他	X		
償却累計額・引当金繰入額		1	ĺ
規則による引当金繰入額	X.		
償却累計額・その他の引当金繰入額	X		1
企業成果従業員参加額		×	×
所得税等		×	×
貸方残高=利益		×	×
総 計		×	×
(2)そのうち関連実体に関する利息			

(e) 一時所有有価証券は除く。

#### 成果計算書雛型

収益 (付加価値税等別)	第	N期	第N-1期
<b>以益(小川川但代守列)</b>		小計	小計
営業収益(1)			
商品壳上高	×	×	×
製品等売上高	l	×	×
財貨売上高	×		
工事売上高	×		
提供用役売上高	×		
純売上高	×		
そのうち輸出高			
製品棚卸高(a)		×	×
半製品·仕掛品(a)	×		
仕掛工事・半成工事(a)	×	· ·	
完成品(a)	×		
固定資産自家建設高		. X	×
長期工事部分純収益		×	×
営業助成金		×	×
引当金(および償却累計額)戻入額	ĺ	×	×
費用振替額		×	×
その他の営業収益		×	×
合 計		X	×
(1)そのうち過年度に帰属する収益。税額算定後の重要			
な誤謬による修正は独立項目で提示される。但し、自		1	1
己資本に直接課されていた記入はこの限りではない。			

- (a) 期末棚卸高マイナス期首棚卸高:棚卸高減少の場合における減少額は括弧でかこむ か、マイナスの符号を付す。
- (b) 必要な場合のみ、提示される項目、この項目に記載される金額は、プラスまたはマ イナスでありうる。マイナス額は括弧でかこむか、マイナスの符号を付す。

# 成果計算書

迎光 (什加压炼铅铁明)	第1	V期	第N-1期
収益(付加価値税等別)		小計	小計
繰 越		×	X
共同・事業成果割当額		X	X
財務収益		×	×
資本参加収益(2)	×		
その他の有価証券および長期債権よりの収益	×		

その他の受取利息等(2) 引当金戻入額、財務費用振替額 為替差益 一時所有有価証券譲渡益 臨時収益 経営取引にかかるもの 資本利得・損失取引にかかるもの 資産要素譲渡益(c) 投資助成金の当期成果への振替額 その他 引当金戻入額、臨時費用振替額	× × × × × × ×	X	X
世末	^		X
総計		X	X
(2)そのうち関連実体にかかる収益			

(c) 一時所有有価証券は除く。

# 第3章 年次計算書の雛型 附属明細書

#### 第1節 附属明細書の内容

531-1 附属明細書は会計処理の原則および方法に関する次の情報を含む。但し、重要性を有するものに限る。

- 1. 国家会計審議会の意見に従って、一般的慣習の示すところを適用した旨の記載、また、業種別適応を適用した旨の記載。
- 2. 必要に応じて次のものから離脱した旨、およびその正当なる旨の説明。
  - (1) 通常、財務諸表作成に当って、依拠した基礎的前提 からの離脱
  - (2) 財務諸表作成、提示の一般的ルールからの離脱。殊 に会計年度の長さにかかる離脱
  - (3) 歴史的原価主義からの離脱
- 3. ある一つの取引に対して複数の会計処理の方法が等しく採られうる場合、採られた方法、また必要に応じて、 当該方法の正当なる旨
- 4. 会計処理の方法また関係法令が改変された場合、その改変が正当なる旨および過年度の成果、自己資本への影響

評価の変更、適用方法の変更、税務選択上の変更、以上 の開示およびその正当なる旨の説明

当期中の修正誤謬の性質の開示、修正誤謬が前年度のものである場合、直接影響を受けた貸借対照表項目の当年度としての開示、また簡略化された成果計算書なる形式による提示、附属明細書中で与えられた比較可能な情報は、それが誤謬修正によって影響を受ける場合、見積書形式で同様に調整される。

5. 決算日と計算書類作成日との間に決定されたすべて の税法改正の開示と、その当期成果への影響

531-2 附属明細書には、貸借対照表、成果計算書にかかる次の補足情報が含まれる。但し、重要性を有するものに限る。

1. 他の項目に繰入れられるか、またはそれから控除される借方、貸方のある要素によって同じく影響を受ける諸項目の開示

附属明細書中で、金額が別個に開示される項目は次のものである。すなわち、関係実体並びに資本参加関係を有する実体にかかる債権、債務、営業手形による債権、債務である。なお、それには営業権賦払手形も含まれる。

2. 固定資産明細表。これには項目ごとの流入、流出、項目間振替が示される。

特別の場合および最初の標準的計算書作成時には、資産 要素は期首の状況下における価額で記帳される。

- 3. 減価償却明細表。用いられた算定方法の開示を含む。
  - 4. 引当金明細表

危険および損失が年次計算書作成時に測定されえない場合、情報は附属明細書中で提示される。

期末には存する状況と直接的、支配的ないかなる関係をも有しないある事象が決算日後、計算書作成日までに生起し、かかる事象の実体の財産、資本への影響によって、事業の継続が問題となりうるなら、正に当該情報が附属明細書中で提供されねばならない。

- 5. 再評価価値の会計処理に当っては、以下のようなことがなされる。
  - (1) 期中の変動と再評価差異の配分
  - (2) 差異にかかる資本組入額の開示
- (3) 再評価固定資産の取得原価情報の再記載、補充価値 と当該減価償却追加額の開示
- 6. 場合によっては、実体の自家建設固定資産の原価中に利息が含められるということがありうる。これらの利息は、当該建設のための資金調達にかかる借入資本に関するものに限る。また建設期間に関するものに限る。開示は利息が、原価に含まれる期間に亘ってなされる。
  - 7. 期末における債権、債務の満期日の明細
- 8. 債務の項目ごとの開示。供与された物的担保によって保証された債務の開示。
  - 9. 財務的契約額
- (a) 以下の契約に対しては明確な開示がなされる。
- (i) 関係実体に関して同意されたもの
- (ii) 年金等に関するもの
- (iii) 満期前の営業割引手形に関するもの
- (iv) 貸借対照表に記載されていない資本証券の確たる引受、「預かり」なる性質を付与された契約によって生ずる義務、いかなる場合においても事業の秘密性保持ゆえに情報の脱落がもたらされるようなことがゆめゆめあってはならない。このような場合、ともあれ、手法が探求されねばならない。なお情報の質を変えるようなことがあってはならない。
  - (5) 条件付で与えられるもの
  - (b) リースに関する契約。供与されるべき特有の情報
  - (i) 契約締結時におけるリース対象財貨の価値
- (ii) 当該年度に帰属するリース料並びに過年度リース料 累計額
  - (iii) 仮に、当該財貨が実体によって取得されていたとし

たら、締切年度において、それらに対して記録されるべき であった減価償却累計額繰入額並びに過年度において認識 されるべきであった減価償却累計額

(iv) 支払うべき未払リース料評価額並びに契約で定められた当該財貨の残存購入価格

上記各号に定められた情報は当該財貨が属する貸借対照 表の項目に従って分類される。最後の号に定められた情報 は期間に従って、1年未満、1年以上、5年未満、5年以 上のものに分類される。

- (c) 保証価値証書。保証価値譲渡証書等の発行会社にとっての証書の発行と、その期限満了との間に存する次のもの
  - (i) 計算書類作成日における証書の市場価値
  - (ii) 同日における消却すべく買戻されていない証書の数
  - (ii) 発行証書の特徴
  - (iv) 保証によって表示されている契約の最高額
- 10. 研究開発費に関してありうる次のルールからの離脱についての説明。そのルールとは(i)5年内の償却、(ii)償却が終らないかぎり利益の分配は行われえないというものである。
- 11. 「営業権」なる項目における記載額の開示。決定的価値低下の有無に拘らずその償却手続の開示
- 12. 流動資産の代替可能要素の各項目についての次の (i Xii)の差異、但し重要性のあるものに限る。
  - (i) 実施された方法による評価
- (ii) 決算日における既知の最終市価をベースにした評価 額
- 13. 財務費用、研究開発費、一般管理費の棚卸資産取得原価、製造原価への十分な正当性を有する組入の開示。財務費に関しては、利息の算入期間についての開示がなされる。
  - 14. 次のものの性質、金額、処理に関する説明
  - (i) 設立費
  - (ii) 当該年度にかかる未収収益、未払費用
  - (iii) 外貨表示要素の邦貨への換算差額
  - (iv) 他年度に帰属する収益、費用
  - (v) 一括的原価として、結合的に取得、製造された財貨
  - (vi) 共同事業取引成果配分額
  - (vii) 臨時収益、臨時費用
  - (iii) 費用振替
  - (ix) 損失繰越によって生ずる債権
  - 15. 売上高の区分
  - (i) 活動部門別
  - (ii) 地理的市場別

これらの活動部門間、市場間の顕著な差異ゆえに、経常活動の収益の附属明細書中での開示を選択した実体は純売上高の対照表を添付すべきである。

- 16. 購買付随費用がそのために定められた性質別計算書中に記載されていない場合は、その内訳明細額
  - 17. 所得税総額の経常成果と臨時成果への配分。これは

殊に課税標準、税率、並びに税額控除、配当税額控除、雑 負担の詳細を明示することによって行われる。

- 18. 税法と固定資産、流動資産にかかる価値の臨時的修正についての詳細および説明
- 19. 税の軽減を得るための特例的評価によって成果が影響を受ける額の開示。これはたとえ、概算額ででも行われる。
- 20. 収益、費用についての税制と会計的取扱との間の時間的差異から生ずる繰延税金債務債権の額
- 21. ポートフォリォ活動による固定資産としての有価証券の評価基準に基づく評価額、当該ポートフォリォの変動。この情報は最も適切な形式で提示される。勝れて条項532-6で示されている表によって提示される。

22. デリバティブの市場で行われた取引全体に関する情報、但し、重要性を有するものに限る。

- 23. 引受証書の発行会社によって提示される情報
- (a) 証券の滅効日までの株式引受証書
- (i) 発行方式: 発行額、証書数、行使価格、行使期限
- (ii) 証書の変動: 行使証書数、受入額、償還失効証書数、 流通証書数、潜在資本の株式数、金額における増加、引受 証書の株式の相場の変動
  - (ii) 1株当り利益の潜在的希薄化効果・
- (b) 引受券の滅効日までの社債引受券
- (i) 発行方式:発行額、引受券数、行使価格、行使期限
- (ii) 引受券の変動: 行使券数、受入額、償還失効券数、 流通券数、潜在的新規社債券数、金額、社債口数、社債価 格の変動
- (c) 社債の償還期限および引受券の滅効までの新債引受権付社債
- (i) 発行方式:発行額、社債口数と名目価値、償還方法、 利率、引受券数、行使価格、行使期限
- (ii) 社債に関する変動:流通社債口数、未償還高、附属 明細書中での買戻または償還社債口数、社債償還損益への ありうる影響、過年度中の社債価格の推移
- (ii) 引受券に関する変動: 行使券数および受入額、償還 失効券数、流通券数、引受券価格の推移
- (d) 社債の満期までの、また、引受証書滅効日までの新 株引受権付社債
- (i) 発行方式:発行額、社債口数および名目価値、償還 方式、利率、証書数、行使価格、行使期限
- (ii) 社債に関する変動:流通社債口数、未償還高、当該 年度における買戻または償還社債口数、社債償還損益への ありうる影響、過年度中の価格の推移
- (iii) 引受証書に関する変動: 行使引受証書数、受入額、 償還および失効引受証書数、流通証書数、株式数、価値に おける潜在資本の増加、引受証書並びに株式の価格の推移
  - (iv) 1株当り利益の潜在的希薄化効果
- (e) 引受証書滅効日までの新株引受権付株式:本条項の a 号で定められたものと同じ情報
- 24. 事実上の債務免除取引に関する情報

債務の利子を免除された実体は取引の実現時にその財務 的結果とその総費用を示すべきである。債務の法的消滅ま で実体は当該取引に関する情報、殊に財務契約中に含まれ る未償還額を提示すべきである。

債務の利子支払義務を負わされた実体は債務の消滅まで 当該取引に関する情報を提供すべである。

25. 企業の苦境を脱出する策の一環として債権者から債務者に与えられた債務免除

債務者の附属明細書。債権者の附属明細書中には次のことに関した情報が記載される。

- (1) 得られたか、ないしは与えられた免除額および/または減免額
- (2) 将来、得られるか、ないしは受け入れられる財務的 契約
  - 26. 買戻し権付売買に関する情報
- (1) 譲受人から受けた誓約の譲渡人による記載、有価証券の性質、合意価格
- (2) 譲渡人に与えられた誓約の譲受人による記載、有価証券の性質、合意価格、有価証券の時価が下落したにも拘らず、引当金が設定されていなかった場合、その理由が明らかにされるべきである。

531-3 条項531-1 および531-2 に挙げられている情報に加えて実体は次の情報を提示しなければならない。但し、重要なものに限る。

- (1) 社債等の償還プレミアムの償却方法
- (2) 全部統合による連結の範囲中に実体を含める実体の確認
  - (3) 実体が少くとも10%の株式を保有する会社のリスト
- (4) 当期中の自己資本の変動と当期の成果との間で認識された差額の明細表
- (5) 次の株式数、出資口数および名目額
- (i) 期中発行分
- (ii) 会社資本構成分、適宜、カテゴリー別に

会社自身、またそのために行動している法人によって保 有されている株式の簿価に見合うものとして影響を受けた 積立金状況表を添付すること。

- (6) 会社によって発行された受益者持分、切替可能債、 転換社債等、カテゴリー別に。その数、名目価値およびそ の与えられている権利の範囲の開示。
- (7) 期末に保有している自己株式の数と価値の開示。また502勘定、2771勘定、2772勘定における期中生起変動の開示、2772勘定記載の有価証券が仮に固定資産としての有価証券に関する通常の評価原則に従って評価されていたとしたら、それに関して認識されていたであろう引当金についての必要な場合における開示。
- (8) カテゴリー別の雇用平均従業員数、雇用平均従業員数とは、一方で給与が支払われた平均従業員数であると、また他方で期中に実体が、使用可能であった従業員数であると理解される。
  - (9) 経営管理機関、執行機関、監督機関の構成員に関す

- る各カテゴリー別の報酬総額とは次のものである。
- (i) 支給された前貸、信用貸、但し、付与条件、期中の 償還並びに構成員側の受入れ契約額の開示を伴う。
- (ii) 支給された報酬並びに構成員の利得となる年金に関して締結された契約額
- (10) 税務上の統合会社にとっての最低の開示は以下のものについてである。
- (i) グループの全体損益に課された会社への税の配分方式
- (ii) 算出税額と企業が連帯して支払う税との差異
- (ii) 算出税額と税務上の統合が存しないと仮定した場合 に負担させられたであろう税額との差異
  - (iv) 繰越されうる損失
  - (v) 「所得税」なる項目の特有の性質と内容

第2節 図表形式で提示される附属明細書の情報

細節1 基本システム

532-2 減価償却表

#### j 全体の枠組

在高と変動(b)	A	В	C	D			
項目(a)	期 首 償 却累 計 額	増 加 額 : 当期繰入額	当期償却累計 額 減 少 額	期末償却累計額			
無形固定資産		•					
有形固定資産							
金融固定資産							
合 計							

- (a) 必要に応じて、固定資産明細表のと同じ分類に従って細分すること。
- (b) 実体は、必要な限り、欄を細分しうる。[下記のB欄(増加額) およびC欄(減少額)を参照]
- (c) 期末の減価償却累計額は前欄の代数和に等しい。(A+B-C=D)

## Ⅱ 全体の枠組の明細

# 1. B欄の詳細(増加額)

		繰入額	の内訳	
.当期繰入額	再評価による・補充額	定額法による 償却要素に関 して	その他の方法 による償却要 素に関して	臨時繰入額

#### 2. C欄の詳細 (減少額)

小相冲小海		減	少	額	の	内	訳	
当期減少額	流動資産の振替要素	Π		譲渡	要素		Т	除却要素

#### 532-3 引当金明細表

在高と変動(b)	А	В	, C	D
- TT()	期首	增加額:	減 少 額	期末引当金
.項目(a)	引当金在高	当期繰入額	当期取崩額	在 高 (C)
税法規則による引当金				
危険引当金				
費用引当金		,	·	
合 計				

- (a) 必要に応じて細分(適宜、とりわけ、年金等引当金、税金引当金、譲渡固定資産更新引当金……)
- (b) 実体は、必要な限りにおいて、欄を細分 (以下、B欄(増加額)、C欄(減少額)の細分参照)
- (c) 期末引当金在高は前記欄の代数和に等しい (A+B-C=D)

#### Ⅱ 全体の枠組の明細

## 1. B欄の詳細(増加額)

小相似品了如			繰	入	額	の	内	訳			
当期株人領	営	業	T		財	務			臨	P	<del></del>

## 2. C欄の詳細 (減少額)

小棚市島畑			取	崩	額	の	内	訳			
ヨ粉収期額	袍	業			財	務			1	時	

## 532-4 期末債権債務支払期限明細表

债 権(a)	総額		期限	债 務(b)	総額	支	当座性	限
		1年未満	1年以上			1年未満	1年以上	5年以上
固定資産に属する債権				転換社債(2)				
資本参加関連債権				その他の社債(2)				
貸付金1)				金融機関借入金(2)				
その他				借入期間2年未満のもの				
				借入期間2年以上のもの				
流動資産に属する債権				その他の借入金、財務的債務 213)			ĺ	
得意先等				仕入先等				
その他				税金、社会保障債務				
引受請求済未払込資本金				固定資産関連債務				
前払費用			i	その他の債務(3)				
				前受収益				
合 計				合 計				
(1)期中に供与した貸付金 期中に回収した貸付金				(2)期中に申込んだ借 入分 期中に償還した借入 分 そのうち社員に対す るもの(関係項目の 記載				

(a) 期中の注文に関する前渡分は含まな (b) 期中の注文に関する前受金は含まない。

#### 532-5 子会社·参加会社一覧表

	資本金	積立金および成果処分前繰越損益	資本金の保有割合(%)	代不不信言多の中等作者	R すず 面正手つ長 第 面頁 額	金・前払金(7/8) 未返済の貸付会社が供与したが、未返済の貸付	の他の保証額 会社が行った手形保証額およびそ	前期税引後売上高	前期成果(損益)(7(0)	期中の受取配当金	備考
A. 子会社・参加会社に関する詳和な情報(2/3) 1. 子会社 (細分する) (当該会社が資本金の 50%超を保有してい る場合) 2. 参加会社 (細分する) (当該会社が資本金の 10ないし50%を保有 している場合)											
B. その他の子会社または 参加会社に関するすべての 情報 1. A区分に記載されな い子会社 a. フランスの子会社 (全部)											

- b. 外国の子会社(全部)
  2. A区分に記載されない参加会社
  a. フランスの会社に対するもの(全部)
  b. 外国の会社に対するもの(全部)
- (1) 会社が資本参加関係を有している子会社、実体の各々について、必要に応じて、 全国識別番号(SIREN番号)を開示すること。
- (2) その棚卸価値が公開義務を負う会社の資本の一定割合(規則の定める)を越えるものである。会社がその貸借対照表に規則に定めるところに従って作成した連結貸借対照表を添付する場合、当該会社は(a)フランスの子会社(全部)と、外国の子会社(全部)との区分を行ったうえで一括的に情報を提供すれば足りる。
- (3) 会社が、資本参加関係を有している子会社、実体の各々について会社の名称、所在地を開示すること。
- (4) 離脱によって、A区分に配載されない外国の子会社、参加会社はこの項目に記載される。
- (5) 本国フランと外国通貨との間の為替レートを本表の脚注に記載する。
- (6) 取引の行われた国の通貨
- (7) フランスフランで、ついでユーロで。実体が計算書提示に当って用いている場合。
- (8) 記載額が、再評価されたものであった場合、備考欄に再評価差額を記載すること。
- (9) 本欄に期末の貸付金、前渡金の合計額(返済額は控除)を記載し、備考欄に適宜、設定された引当金を記載すること。
- (10) 決算日が、親会社のそれと一致しない場合には、その旨を備考欄に明記すること。

532-6 ポートフォリォ活動の固定資産としての有価 証券 (TIAP) の明細表

# TIAPの見積ポートフォリォ価値

	会計年度		期首在高			期末在高	
		帳簿価	帳簿価	見	積		
見積価値の分析		額総額	額純額	価	値		
有価証券の評価方							
法別割合							
原価によるもの							
取引所相場による	<b>50</b>						
純資産によるもの							
再評価後の純資産に	こよるもの						
収益価値すなわち収益	性によるもの						
その他の方法によるも	の (要説明)						
見積ポートフォリ	1ォ価値						

#### TIAPのポートフォリォ価値の変動

ポートフォリォの価値	帳簿価値純額	見積	価	値
当期の変動	八年  岡  三十日  代	70 IX	т	liez.
期首在高				
期中取得額				
当期譲渡高(売価による)				
譲渡有価証券にかかる引当金取崩額				
有価証券譲渡益				
期首保有分				
期中獲得分				
ポートフォリォ減価引当金変動額				
その他の潜在価値変動額				
期中取得証券にかかる額				
前期取得証券にかかる額				
その他の帳簿価額の変動(要説明)				
期末在高				

# 細節2 発展システム

# 532-7 経営中間差益表

収益		費用	中間差額	NT UID	NI 1860
(第1欄)		(第2欄)	(第1欄-第2欄)	N期	N-1期
商品売上高		売上商品仕入原価	●売上総損益		
製品売上高					
製品棚卸増加高		製品棚卸減少高(a)			
固定資産自家生産高					
合 計		合 計	 <ul><li>● 当期生産高</li></ul>		
●当期生産高		外部受入分当期消費高			
●売上総損益					
- 合計		合 計	●付加価値		
●付加価値		租税公課			
営業助成金		人件費			İ
- 合計		合 計	●粗経営余剰 (または粗不足)		
●粗営業余剰		●または租営業不足			
費用戻入額・費用振替額		減価償却累計額・引当金繰入額			
その他の収益		その他の費用			
合 計		合 計	●営業成果 (利益または損失)		
●営業成果		●または営業成果			
共同事業取引成果割当額		共同事業取引成果割当額			
財務収益		財務費用 .	●観引前経常成果(利益または損失)		
合 計		合 計			
臨時収益		臨時費用	●臨時成果 (利益または損失)		
●税引前経常成果		●または税引前経常成果			
●臨時成果	-	●または臨時成果			
		従業員参加額			
		所得税			
合.計		合 計	当期成果 (利益または損失) (c)		
資産要素譲渡収益		譲渡要素帳簿価額	資産要素譲渡損益		

- (a) 成果計算書中では収益からの控除として記載。
- (b) 635勘定「租税公課等」に記入され、課税対象財の消費時に支払われる特定の性質 を有する間接税は、付加価値の計算に当っては、外部消費と同等に収扱われる。
- (c) すなわち収益総計-費用総計

# 532-8 自己金融力の算定(成果計算書項目を基礎として)

# 粗営業余剰 (または粗営業不足)

- + (営業) 費用振替額
- +その他の(営業)収益
- ーその他の(営業)費用
- 土共同事業取引成果割当額
- +財務収益(a)
- 一財務費用(b)
- +臨時収益(c)
- 臨時費用(d)
- -従業員成果参加額
- 一所得税
- =自己金融力
- (a) 引当金戻入額を除く
- (b) 財務的償却累計額·引当金繰入額を除く
- (c) 次のものを除く
  - (i) 固定資産譲渡収益
  - (ii) 投資助成金当期成果振替額
  - (iii) 臨時的引当金戻入額
- (d) 次のものを除く
  - (i) 譲渡固定資産簿価
  - (ii) 臨時的償却累計額·引当金繰入額

# 532-9 資金計算書雛型

# 1. 資金計算書 勘定式

使 途	第N期	第N-l期	源泉	第N期	第N-l期
期中支払配当			当期自己金融力		
固定資産取得			固定資産譲渡または減少		
無形固定資産			固定資産譲渡		
有形固定資産			無形固定資産		
金融固定資産			有形固定資産		
期間配分費用(a)			金融固定資産の譲渡または減少		
自己資本減少(資本減少、引出)			自己資本増加		
			資本金または出資金増加		
			その他の自己資本増加		
財務的債務返済(b)			財務的債務増加(b)(c)		
使途合計	X	Х	源泉合計	X	X
純運転資金の変動総額			純運転資金の変動総額		
(純源泉額)			(純使途額)		

- (a) 期中振替総額
- (b) 銀行交互計算勘定および当座借越額を除く。
- (c) 社債償還プレミアムを除く。

# 資金計算書雛型 (続き)

## Ⅱ 資金計算書 勘定式

				_
· ·	第N期			第N-1期
純運転資金総額の変動	需要	供給	差額	差額
·	1	2	2-1	左傾
「営業活動」による変動				
営業資産の変動				
棚卸資産			١.	
仕入先前渡金・内金				
得意先等、その他の営業債権(a)				
営業債務の変動				
得意先前受金・内金				
仕入先等、その他の営業債務(b)		١.		
小計	X	X		
A. 「営業活動」による純変動額(c)			±Χ	±Χ
「営業外活動」による変動				
その他の資産残高の変動(a\(d\)				
その他の負債残高の変動(b)				
小計	×	×	ľ	
B. 「営業外活動」による純変動額(c)			±Χ	±Χ
合 計 A+B				
運転資金当期需要額	-	, i	-×	-×
. または				
運転資金当期供給額			+×	+×
「当座資金」変動				
現金預金変動				
短期銀行借入、当座借越変動			-	
合 計	X	X	ŀ	
C. 「当座資金」純変動(c)			±Χ	±Χ
純運転資金変動総額				
(合計 A+B+C)	İ			
使途純額			-	-
または				
	1	1	+	Ι.

- (a) 前払費用を含む。それが、営業活動によるものか、否かは問わない。
- (b) 前受収益を含む。それが、営業活動によるものか、否かは問わない。
- (c) 供給が需要を上回ったときには、この金額にプラスの符号を付し、逆の場合には、マイナスの符号を付す。
- (d) 一時所有有価証券を含む。
- (注) この計算告第Ⅱ部は、基礎システムに適用されうる。この場合、変動は、項目全部に及ぶ。すなわち、営業活動、営業外活動なる区分は、行われない。

#### 532-10 資金計算書雛型

# 資金計算書 報告式

純運転資金変動総額の計算	第N-1期	第N期
長期的源泉		
当期自己金融力		
固定資産譲渡または減少		
固定資産譲渡		
無形固定資産		
有形固定資産		
金融固定資産の譲渡または減少		
自己資本增加		
資本金または出資金増加		
その他の自己資本増加		
財務的債務の増加(a)(b)		
源 泉 合 計 (I)	X	X
長期的使途		
期中支払配当		
固定資産取得		
無形固定資產		
有形固定資産		
金融固定資産		
期間配分費用(c)		
自己資本減少(資本金減少、引出)		
財務的債務の返済		
使 途 合 計(Ⅱ)	X	X
純運転資金総額の変動		
純源泉(Ⅰ-Ⅱ)		
または		
純使途(Ⅱ-Ⅰ)		

- (a) 銀行交互計算勘定、当座借越額を除く。
- (b) 社債信還プレミアムを除く。
- (c) 期中長替総額

# 資金計算書雛型 資金計算書 報告式

純運転資金変動総額の使用	第N-1期	第N期
「営業活動」による変動		
営業資産の変動(a)		
棚卸資産		
仕入先前渡金・内金		
得意先等、その他の営業債権(b)		
営業債務の変動(c)		
得意先前受金・内金		
仕入先等、その他の営業債務(d)		
A. 営業用当期運転資金需要	_	_
または		
営業用当期運転資金供給	+	+
「営業外活動」による変動		
その他の資産の変動(a)(b)(c)		
その他の負債の変動(c)(d)		
B. 「営業外」当期運転資金需要	-	_
または		,
「営業外」当期運転資金供給	+	+
「当座資金」変動		
現金預金変動(a)		
短期銀行借入·当座借越額変動(c)		
C. 当座資金純変動	+または-	+または-
純運転資金変動総額の使用 (A+B+C)		
純使途(f)	-	-
または		
純源泉(g)	+	+

- (a) 当該資産の増加は運転資金の需要を生ぜしめるが、これにはマイナスの符号を付す。 逆にこれら資産の減少は運転資金の源泉となるが、これにはプラスの符号を付す。 (b) 前払費用を含む。それが営業活動によるものか否かは問わない。
- (c) 当該資産の増加は運転資金の源泉となるが、これにはプラスの符号を付す。逆に、これら負債の減少は運転資金の需要を生ぜしめるが、これにはマイナスの符号を付す。 (d) 前受収益を含む。それが営業活動によるものか否かは問わない。

- (e) 一時所有有価証券を含む。
- (f) 純使用は、前期のI-IIの計算により算定された純源泉に等しい。
- (g) 純源泉は、前期のⅡ-Iの計算により算定された純使途に等しい。

532-11 年次計算書の略式提示を認められている法人は、以下に列挙する情報を附属明細書中で開示するには及ばない。

- 1. 「設立費」項目の説明
- 2. リース契約に関する開示。但し、未払リース料総額の評価はこの限りでない。なおそこでは動産リース取引と不動産リース取引との区別が行われている。
- 3. 管理機関、執行機関、監督機関の構成員に対して、 その職務執行ゆえに与えられる本年度分報酬総額
- 4. 類似証券と交換可能な転換社債、その数、その名目価値、与えられている権利についてのカテゴリー別開示とも。
- 5. 成果の臨時的要素に対する課税分と、その他の要素への課税分との間の税の区分。
  - 6. 純売上高の活動部門別および地域別区分
- 7. 給与支給済従業員平均数と期中、実体の裁量に任されている平均数のカテゴリー別区分
- 8. 当期成果が、税法規定の適用によって影響を受けた 程度の開示
- 9. 収益、費用についての税制と会計上の処理との間の時間的ずれから生ずる将来の税金負債の増加および減少についての開示

532-12 自然人は、以下に列挙する情報を附属明細書 中で開示するには及ばない。

- 1. 流動資産の代替可能要素に関する貸借対照表各項目にかかる(i) 貸借対照表記載の評価額と(ii) 勘定締切時に認識される最終時価に由来する評価額との差額の開示
  - 2. 「設立費」項目の説明
  - 3. 子会社、参加会社のリスト
- 4. 持分の口数、名目価値、共同事業の持分、共同事業 資本を構成する他の証券
- 5. 受益証券、当該数、当該価値。それが与える権利の 開示を含む。
- 6. 関係会社の年次計算書が含まれている連結財務諸表 を作成するすべての会社の確認
- 7. 関連実体に関わる金融固定資産、債権、債務の割当分並びに財務的収益、費用の割当分
  - 8. 年金、退職給付等に関する契約額
  - 9. リース契約に関する開示
  - 10. 会社の執行役員に認められる前払額、貸付額
- 11. 管理機関、執行機関、監督機関の構成員に、その職務ゆえに与えられる本年度報酬総額
- 12. 類似証券と交換可能な転換社債、その数、その名目価値、与えられている権利についてのカテゴリー別開示とも。
  - 13. 成果の臨時的要素に対する課税分とその他の要素へ

の課税分との間の税の区分

- 14. 純売上高の活動部門別および地域別区分
- 15. 給与支給済従業員平均数と期中、実体の裁量に任されている平均数のカテゴリー別区分
- 16. 当期成果が税法規定の適用によって影響を受けた程度の開示
- 17. 収益、費用についての税制と会計上の処理との間の時間的ずれから生ずる将来の税金負債の増加および減少についての開示

#### 訳者(岸)注

- (1) Plan Comptable Général Annexe, Règlement No.99-03 du 29 avril 1999 du Comité de la Réglementation Comptable, Ministère de l'économie, des finances et de l'industrie, *République Française Journal Officiel, Loies et Décrets*, Lundi 20 et mardi 21 septembre 1999, pp. 49003—49075
- (2) 以下のとおりである。

岸悦三 (訳) 「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (1)」、『東亜大学経営学部紀要』第13号、2000年12月、112頁-142頁

岸悦三 (訳) 「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (2)」、『東亜大学経営学部紀要』第14号、2001年3月、132頁-176頁

岸悦三(訳)「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス 会計原則) (1999年版)(3)」、『東亜大学経営学部紀要』第15号、2001 年10月、116頁-138頁

岸悦三 (訳) 「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス 会計原則) (1999年版) (4)」、『東亜大学経営学部紀要』第16号、2002 年2月、16頁-34頁

岸悦三 (訳) 「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス 会計原則) (1999年版) (5)」、『東亜大学経営学部紀要』 第17号、2002 年10月、118頁-136頁

岸悦三 (訳) 「資料 プラン コンタブル ジェネラル (フランス 会計原則) (1999年版) (6)」、『東亜大学経営学部紀要』第18号、2003 年 3 月、88頁-104頁

- (3) Plan Comptable Général Annexe, op. cit, pp. 49048-49074.
- (4) なお、索引が、付されているが、この訳出は行っていない。

#### (追記)

- 1. 訳出に当っては次のものを参照にした。
  - (1) Editions Francis Lefebvre, PCG Refonte 1999, 1999
  - (2) 本プランの英文版
    - Plan Comptable Général, National Accounting Code, Avis du Conseil national de la comptabilité, (http://www.finances.gouv.fr/reglementation/avis/avis CN)
- (3) Pierre Dufils, Claude Lopater, Emmanuelle Guyomard, Memento Pratique Francis Lefebvre, Comptable 2003, Editions Francis Lefebvre, 2002
- (4) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 3e édition, 1983, Imprimerie National.
- (5) 中村宣一朗 森川八洲男 野村健太郎 高尾裕二 大下勇二 訳「フランス会計原則ープラン コンタブル ジェネラルー」同文館 1984年、131頁 169頁
- 2. 原語 "résultat" を「成果」と訳した。これは確かに原義によるものであり、従来、行われてきたところである。営利企業のみならず、広く、非営利組織にも妥当する一般性、普遍性、汎用性をもったフランス会計の特質を浮彫にするものである。本プラン コンタブル1999

では、会計の対象は、「実体」 "entité" なる旨が、明確に打ち出され、その汎用性は、いやがうえにも高まっている。因みに従来は「企業」 "entreprise" とされていた。

しかし、翻って、わが国でも非営利組織に企業会計を行う気運が高まってきている。これらをふまえ、総合的に考えると「成果」と訳す意義は希薄になっている。やはり「損益」と訳した方がよいのではないかと考えるに至っている。そうすると "Compte de résultat"も「成果計算書」ではなく「損益計算書」となる。「成果」に代えて「損益」、「成果計算書」に代えて「損益計算書」として訳出を理解して頂けると幸である。

- 3. プラン コンタブル ジェネラルは個別会計に関するものである。連結会計に対しては、連結会計規則が、別に定められている。これについては以下を参照されたい。
- (1) 岸悦三 (訳) 「フランス連結会計規則 (1)」、『修道商学』広 島修道大学商経学会、第42巻 第1号、2001年9月、455頁-466頁
- (2) 岸悦三 (訳) 「フランス連結会計規則 (2)」、『修道商学』広 島修道大学商経学会、第42巻 第2号、2002年2月、483頁-498頁
- (3) 岸悦三 (訳) 「フランス連結会計規則 (3)」、『修道商学』広島修道大学商経学会、第43巻 第1号、2002年9月、573頁-588頁岸悦三 (訳) 「フランス連結会計規則 (4)」、『修道商学』広島修道大学商経学会、第43巻 第2号、2003年2月、265頁-275頁岸悦三 (訳) 「フランス連結会計規則 (5)」、『修道商学』広島修道大学商経学会、第44巻 第1号、2003年9月、289頁-310頁